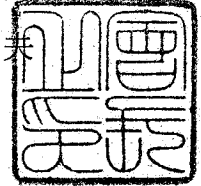


令和8年5月25日

綾瀬市長 橘川佳彦様

綾瀬市特別職報酬等審議会

会長 吉川重夫



議会議員の議員報酬の額について（答申）

令和8年3月31日付けで本審議会に諮問のあった議会議員の議員報酬の額について、次のとおり答申します。

1 議会議員の議員報酬の額について

議員報酬の額については、次のとおりとすることが適当である。

職名	現行額（月額）	改定額（月額）	引上げ額（引上げ率）
議長	530,000円	546,000円	16,000円（3.06%）
副議長	429,000円	449,000円	20,000円（4.81%）
議員	398,000円	419,000円	21,000円（5.38%）

2 改定時期

関係条例の改正、予算措置等の事情を鑑み、令和9年4月1日とすることが適当である。

3 答申に当たっての考え方及び審議会における意見

(1) 答申に当たっての考え方

近年の著しい物価高騰や、民間企業における賃金の引上げ等の影響により、令和4年から令和7年まで4年連続で給与を引き上げる人事院勧告がなされ、それを受けて市の一般職の職員の給与について4年連続で引上げを行っている。その一方で、本市の特別職の給与及び市議会議員の報酬については、平成13年の改定以降、額の改定を行っていない状況である。

今回諮問された議員の報酬については、職員給与と性質が異なるものの、社会情勢が大きく変化してきた中で25年もの長い期間、報酬の額が改定されて

いないことや近年課題となっている地方議員のなり手不足の解消、議員のモチベーションの維持につながることから、報酬の額を引き上げることで意見がまとまった。

また、報酬の引上げ率については、一般職の職員の給与の改定率を踏まえた率とするが、他市と比較して議長及び副議長の報酬額は中上位に位置しているのに対して、議員報酬は下位に位置していることから、改定率に差をつけるべきであるとの結論に至った。

#### (2) 委員からの主な意見

- ・ 県内や類似団体の報酬の額を参考にしつつ、見直しに当たっては人口や一人当たりの議会コスト等を踏まえた報酬の額となるようにしていくべきである。
- ・ 県内や類似団体と比較すると、議長や副議長の報酬よりも議員の報酬が低いため、改定率に差をつけ、議長や副議長よりも議員の報酬の改定率を大きくし、もう少し高い水準となるように考えるべきである。
- ・ 議員のなり手を増やすためにも大幅な引き上げをしていきたいところではあるが、市民の税金から支出するということを考えると、市民に説明がつく金額としていかなければならない。
- ・ 長い間改定しないということではなく、社会情勢の変化を見ながら、今後は適切な時期に改定をしていけば、ここで大幅な増額としなくても良いのではないか。

#### 4 附帯意見

審議会としての答申は上記のとおりであるが、審議会における議論において次のとおり意見、要望等があったため、附帯意見として付記する。

- ・ 人口の減少や市の財政への影響を考慮し、議員定数の削減を市議会において検討することが望ましい。
- ・ 市長等の特別職の給与についても見直しを行うべき時期にあると考える。
- ・ 特別職の報酬等の額については、社会情勢や一般職の職員の給与改定等を踏まえ、必要な時期に議論することができるよう審議会の定期的な開催又は直ちに審議できる体制を整えることが望ましい。